

夜店街 出店申請書			
年 月 日			
デカンショ祭実行委員長 殿			
地割番号			
出店申請者 㐂 ー			
住 所			
ふりがな			
氏 名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			
電話番号 () ー			
私は、別紙の誓約書に署名した上、次のとおり露店の出店を申請します。			
期 間	令和 7 年 8 月 15 日（金曜日） 午前・午後 5 時 00 分から 令和 7 年 8 月 16 日（土曜日） 午前・午後 9 時 45 分まで		
営業補助者 ふりがな 必須	1	住 所	
		ふ り が な	
		氏 名	
		生 年 月 日	昭和・平成
		電 話 番 号	
	2	住 所	
		ふ り が な	
		氏 名	
		生 年 月 日	昭和・平成
		電 話 番 号	
	3	住 所	
		ふ り が な	
		氏 名	
		生 年 月 日	昭和・平成
		電 話 番 号	
販 売 品 名			
食品衛生法 に基づく営 業 許 可	許 可 年 月 日		
	許 可 番 号		
	営 業 種 別		
	許可証発行保健所		
使 用 車 両	登 録 番 号		
	車 種 ・ 車 名		
組合加入の有無	無 ・ 有 （組合名： ）		

(営業補助者：追加資料)

ふりがな 必須	4	住	所			
		ふ	り	が	な	
		氏	名			
		生	年	月	日	昭和・平成
		電	話	番	号	
	5	住	所			
		ふ	り	が	な	
		氏	名			
		生	年	月	日	昭和・平成
		電	話	番	号	
	6	住	所			
		ふ	り	が	な	
		氏	名			
		生	年	月	日	昭和・平成
		電	話	番	号	
	7	住	所			
		ふ	り	が	な	
		氏	名			
		生	年	月	日	昭和・平成
		電	話	番	号	
8	住	所				
	ふ	り	が	な		
	氏	名				
	生	年	月	日	昭和・平成	
	電	話	番	号		
9	住	所				
	ふ	り	が	な		
	氏	名				
	生	年	月	日	昭和・平成	
	電	話	番	号		

誓 約 書

私は、デカンショ祭に出店するに当たり、次の事項について厳守し、責任を持って経営するとともに、主催者に一切迷惑をかけないことを誓約します。

- 1 私は、暴力団員ではありません。
- 2 私は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
- 3 私は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者ではありません。
- 4 出店に関し、他人に名義を貸しません（私以外の者が営業しません。）
- 5 営業補助者として、上記1～3の者を従事させません。
- 6 営業補助者として、申請していない者を従事させません。
- 7 会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 8 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
- 9 行事の関係者の指示には積極的に従い、行事の運営には全面的に協力します。
- 10 暴力団員等を排除するため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 11 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取消し又は露店等の撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。
- 12 交通ルールを遵守し飲酒運転はしません。運転する人には酒類を提供しません。
- 13 デカンショ祭実行委員会が指定する営業時間を厳守します。
- 14 出店許可区域の具体的な位置は、運営上支障のないよう主催者の指示に従います。
- 15 出店配置するうえで、関係者の車両の出入通路を確保します。
- 16 車両乗り入れは、出店許可区域のうち指定区域のみとし、物品の搬入搬出時に限定します。
- 17 出店業者は許可証を、よく見える場所に掲示し、許可の無い出店は一切いたしません。
- 18 特異な事故・トラブルがあった場合は、許可期間内であっても主催者の指示に従います。
- 19 出店付近の樹木や施設等を痛めたり、ゴミや汚水等の散布を行いません。
- 20 出店場所に設置してある資材は一切使用しません。
- 21 閉店後、又は撤去したときは、ゴミを完全に取り除き出店付近を清掃します。
- 22 火気を取扱う店は、消火器を設置し、ボンベ等は倒れないように固定します。
- 23 丹波篠山市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例を遵守し指定喫煙場所以外では喫煙しません。
- 24 本誓約書に違反し、出店許可を取り消された場合は、一切不服を申さず、即刻店舗を撤去します。あわせて、来年からの出店を断られても異議申し立ていたしません。

年 月 日

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

※ 出店責任者、営業補助者全員の自署による署名が必要 ゴム印不可

兵庫県暴力団排除条例抜粋（利益の供与の禁止）

第20条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。

2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。（以下略）

丹波篠山市暴力団排除条例抜粋（祭礼等からの暴力団の排除）

第9条 祭礼、花火大会、興業その他の公共の場所に多人数が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、当該行事から暴力団等を排除するために必要な措置を講ずるものとする。（以下略）

別添

本人確認書

- ・運転免許証コピー（鮮明なもの）
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。
（顔写真があっても学生証は不可）

- ・運転免許証コピー（鮮明なもの）
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。
（顔写真があっても学生証は不可）

- ・運転免許証コピー（鮮明なもの）
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。
（顔写真があっても学生証は不可）

- ・運転免許証コピー（鮮明なもの）
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。
（顔写真があっても学生証は不可）

- ・運転免許証コピー（鮮明なもの）
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。
（顔写真があっても学生証は不可）

- ・運転免許証コピー（鮮明なもの）
- ・健康保険証など、顔写真がない身分証にあっては、下部に顔写真も添付すること。
（顔写真があっても学生証は不可）

写真

氏名（ ）

写真

氏名（ ）

写真

氏名（ ）

写真

氏名（ ）